

審査基準

I 審査方法

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。

III 採択案件の決定方法

50点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

評価点が合格最低基準点（50点）以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- ① 本事業の趣旨・目的をよく理解し、研修用教材の開発や研修会の実施の企画が具体的に練られていること。
- ② 研修対象が、分野や職種、研修対象となりうる者の規模や受発注者のバランス等を踏まえて適切に設定されており、分野等全体への波及効果が期待できるものであること。
- ③ 教材の開発方法や教材の内容が、関係者の意見を適切に取り入れ、理解しやすく使いやすい教材となるような具体的な提案がなされていること。
- ④ 研修会の実施方法について、より多くの受講人数の獲得や理解しやすい観点から工夫が施されており、受講人数の増加や理解の促進について効果が期待できるものであること。
- ⑤ 作成した教材の普及方法について具体的な提案がなされており、実際に広く活用されることが期待できるものであること。
- ⑥ 広報計画が効果的に計画されていること。
- ⑦ 教材及び研修会についての検証方法や検証項目が適切に提案されていること。
- ⑧ 成果報告書の構成やまとめ方の案が具体的に記載されていて、かつ期待できるものであること。

- ⑨ 事業のスケジュールが具体的かつ実現可能なものであること。
- ⑩ 事業の主要な業務を競争参加者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。
- ⑪ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に人件費、謝金、旅費）が妥当であること。全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 本事業を担当する組織・チーム、メンバー及び本事業の遂行に必要な技術・ノウハウ・実績が具体的に示されていて、かつそれが本事業を遂行するうえで妥当な体制となっていること。
- ② 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともにマネジメント力を有していること。
- ③ 事業を行う上で適切な財務基盤、一般的な経理処理能力を有していること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

- 1. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」①～④及び「2. 事業の実施主体に関する評価」①については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝10点 優れている＝8点 普通＝5点
やや劣っている＝3点 劣っている＝1点

- 2. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」⑤～⑪及び「2. 事業の実施主体に関する評価」②、③については以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

- 3. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝ 2 点
- ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝ 3 点
- ・認定段階 3 ＝ 4 点
- ・プラチナえるぼし認定＝ 5 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝ 1 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・行動計画策定済（令和 7 年 4 月 1 日以後の基準）（次世代法第 12 条に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝ 1 点
- ・くるみん認定①（平成 29 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項の規定に基づく認定）＝ 2 点
- ・くるみん認定②（平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝ 3 点
- ・くるみん認定③（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定（ただし、①及び②の認定を除く。））＝ 3 点
- ・トライくるみん認定（令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日までの基準）（令和 6 年改正省令による改正前の次世代法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定に基づく認定）＝ 3 点
- ・くるみん認定④（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 146 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる基準による認定）＝ 4 点
- ・トライくるみん認定（令和 7 年 4 月 1 日以降の基準）（新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定）＝ 3

点

- ・ プラチナくるみん認定＝５点

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ ユースエール認定＝３点

○ 上記以外＝０点